

労働者派遣事業に係る情報提供
(算出対象期間:2022年4月1日～2023年3月31日)

許可番号	派13-307245	許可年月日	平成29年1月1日
事業所名	株式会社KSKテクノサポート 日本橋営業所		
所在地	東京都千代田区神田鍛冶町2-4-7 アセント神田鍛冶町ビル6F		

1. 労働者派遣等実績

①	派遣労働者の数	253 人
②	(算出対象期間:2022年4月1日～2023年3月31日)	28 件
③	労働者派遣に関する料金額の平均額 ※1日(8時間当たり)の額	23,747円
④	派遣労働者の賃金額の平均額 ※1日(8時間当たり)の額	16,236円
⑤	マージン率	31.6%

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。

2. キャリアアップに資する教育訓練計画形成支援制度に関する事項

1)キャリアアップに資する教育訓練計画

訓練種別	コース名	対象となる派遣労働者	賃金支給の有無	派遣労働者の費用負担
入職時基礎的訓練	新人研修	1年目 新卒入社者	有	無
入職時基礎的訓練	ルーキーズ導入セミナー	1年目 中途採用者、 1年目 第二新卒者採用者	有	無
階層別研修	新人フォローアップ	1年目、新卒入社者	有	無
階層別研修	顧客満足入門セミナー	1年目	有	無
階層別研修	キャリアビジョン研修	2年目	有	無
階層別研修	アソシエイト研修	2年目、(新人教育担当者)	有	無
階層別研修	3年目フォローアップ研修	3年目	有	無
その他の教育訓練	情報セキュリティ研修	全対象者	有	無

2)キャリアコンサルティング相談窓口

別紙:「派遣元責任者・キャリアコンサルティング窓口担当者一覧」参照

[掲載場所:社員専用ページCOMPASS TOP > 情報と手順 > 他社との取引 > お客様取引]

3. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生 社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)、年次有給休暇、慶弔休暇、育児・介護休業、通勤手当
定期健康診断、各種健康施策

4. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない

労使協定を締結している(協定書の有効期間終期 2025年3月31日)

協定対象労働者の範囲(情報処理・通信技術の業務、事務的職業に従事する社員)

労働者派遣事業に係る情報提供
(算出対象期間:2022年4月1日～2023年3月31日)

許可番号	派13-307245	許可年月日	平成29年1月1日
事業所名	株式会社KSKテクノサポート さいたま支社		
所在地	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-92-3 至誠堂ビル5F		

1. 労働者派遣等実績

①	派遣労働者の数	62人
②	(算出対象期間:2022年4月1日～2023年3月31日)	62件
③	労働者派遣に関する料金額の平均額 ※1日(8時間当たり)の額	22,543円
④	派遣労働者の賃金額の平均額 ※1日(8時間当たり)の額	13,229円
⑤	マージン率	41.3%

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。

2. キャリアアップに資する教育訓練計画形成支援制度に関する事項

1) キャリアアップに資する教育訓練計画

訓練種別	コース名	対象となる派遣労働者	賃金支給の有無	派遣労働者の費用負担
入職時基礎的訓練	入社時教育訓練	1年目 採用者	有	無
職能別訓練	e-ラーニング<派遣の学校> ・ヒューマンスキル「コミュニケーション」 ・Office2016 Word講座 I～IV ・Office2016 Excel講座 I～IV ・Office2016 PowerPoint講座 I～IV	就業スタッフ全員	有	無
	健保事務研修(基礎)	就業スタッフ全員	有	無
	健保適用研修	就業スタッフ全員	有	無
	健保給付研修	就業スタッフ全員	有	無
	健保事務研修(中堅)	就業スタッフ全員	有	無
階層別訓練	健保事務長基礎研修	5年目～就業スタッフ全員	有	無
	健保事務長実務研修	8年目～就業スタッフ全員	有	無

2) キャリアコンサルティング相談窓口

対象となる派遣労働者	就業スタッフ全員
実施内容	対面:60分/回 メール・電話:随時
会場	「対面」は東京(神田)・埼玉(大宮)
費用	無料

3. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生 社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)、年次有給休暇、慶弔休暇、育児・介護休業、通勤手当
定期健康診断、各種健康施策

4. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- 労使協定を締結していない
 労使協定を締結している(協定書の有効期間終期 2025年3月31日)
協定対象労働者の範囲(情報処理・通信技術の業務、事務的職業に従事する社員)